

第1日目（5月9日）

○議 長（黒滝松男君） おはようございます。ただいまから平成29年第2回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届け出が出ておりますので報告をいたします。

[午前9時30分]

○議 長 ここで総務部長より発言を求められておりますので、これを許します。

総務部長。

○総務部長 おはようございます。開会早々時間をいただき大変申しわけありません。議案の差しかえ等、3件のお願いでございます。1件目は第44号議案 財産の取得について、1ページの4、契約の相手方の住所の部分、「稲保」の漢字を訂正するもので、議席のほうに配付をさせていただきました丸正に差しかえをお願いするものでございます。

2件目は一緒に配付をさせていただきました第39号議案資料でございます。平成29年度南魚沼市病院事業会計補正予算第1号の資本的収支の排水施設移設に係る建設工事費の補足資料でございます。

3件目は議案資料の手違いのおわびでございます。第40号議案、4ページ建設工事請負仮契約書において、資料作成時の手違いにより、中ほど、注文者 南魚沼市長の職印の押印前のものが写しとして添付をされております。原本のほうは押印されておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

たびたびの訂正につきましておわびを申し上げますとともに、今後ともより一層の注意をもって精査をしていきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第88条の規定によって、議席番号20番・腰越晃君及び議席番号21番・阿部俊夫君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本臨時会の会期につきましては、去る4月28日議会運営委員会において協議をしていただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定をしていただきました。つきましては、本臨時会の会期は、本日5月9日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日5月9日の1日間と決定をいたしました。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりいたします。

○議 長 日程第4、報告第3号 所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継

続調査)を行います。議会運営委員長・塩谷寿雄君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○塩谷議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会4月28日に委員全員で行いました。今定例議会の議案審議、そしてまた、この議会において一般質問の時間等々のあり方等を行いました。また、各委員のほうに各会派に持ち帰っていただいて、話は聞いている会派の方もいるとは思いますが、その点についてであります。また、共産党市議団のほうからでした市議会の報告につきまして調査をいたしまして、あまり委員会ではこれは審議をしないということで、お手元に、多分、資料等々がいつているとは思いますが、そのような結果になっております。まだ継続で、6月議会にこの委員会付託というふうに今やっているわけですが、そういう点をまたどういうふうにしていくかということ、早ければ6月定例議会の前の議会運営委員会、遅くても9月定例議会の前の議会運営委員会までに調査していくというような方向であります。以上です。

○議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議長 長 日程第5、第3号報告 専決処分した事件の承認について(平成28年度南魚沼市一般会計補正予算(第11号))を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 おはようございます。それでは、第3号報告 平成28年度南魚沼市一般会計補正予算(第11号)につきまして、専決処分といたしましたのでご説明申し上げます。歳入歳出ともに議決いただいております予算額と、最終執行確定額、あるいは予算額に大きな差異が生じる項目につきまして、平成28年度の最終補正として整理をいたしました。歳出では公共下水道事業対策費及び農業集落排水事業対策費において、下水道事業特別会計で資本費平準化債の借入額が確定したことによりまして、特別会計繰出金を合わせて9,360万円減額いたしました。また、公債費では、長期債利子を決算額に基づき1,822万円減額いたしました。歳入では譲与税及び各種交付税において、配当割交付金株式等譲渡所得割交付金及び地方消費税交付金が見込みを下回り、1億5,183万円を決定額により増額いたしました。地方交付税につきましては、特別交付税の額の確定により2億5,178万円を追加いたしました。

結果といたしまして、歳入総額が歳出総額を上回る見込みとなりましたので、歳入において、財政調整基金繰入金を2億2,000万円減額し、当年度の最終的な財政調整基金繰入金を4億4,000万円といたしました。

以上により歳入歳出予算からそれぞれ1億2,005万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額を342億9,803万9,000円といたしました。詳細につきましては、総務部長に説明をさせま

すので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○市長 総務部長。

○総務部長 それでは、第3号報告 平成28年度南魚沼市一般会計補正予算（第11号）につきまして、ご説明申し上げます。専決第20号、3ページをお願いいたします。補正予算第11号につきましては、提案理由でも申し上げましたが、3月定例会での補正予算第10号において確定できなかった収入や事業費等について、議決いただいております歳入歳出予算額と最終執行確定額や決算見込み額に大きな差異の生じる項目について、平成28年度の最終補正として整理をし、平成29年3月29日付で専決処分とさせていただいたものであります。

地方自治法第179条第3項の規定により、承認をお願いするものであります。それでは、補正内容につきまして事項別明細書でご説明申し上げます。10、11ページ、2の歳入からお願いをいたします。4款から3番目の表、6款までは、実績に基づき県から配分される交付金で、4款配当割交付金は、第3期分の確定により、5款株式等譲渡所得割交付金は、年間の実績に基づく交付額の確定により、6款地方消費税交付金は、第4期分の確定により、それぞれ減額とするものであります。4番目の表、9款地方交付税は、提案理由の説明でも申し上げましたが、説明欄、特別交付税の3月交付分の確定により、2億5,178万円の増額であります。一番下の表、17款2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましても提案理由の説明で申し上げましたが、収支の調整により2億2,000万円を減額し、4億4,000万円といたしました。以上が歳入の補正内容でございます。

続きまして、12、13ページ、3の歳出であります。6款農林水産業費、1項4目農地費の農業集落排水事業対策費とその下、8款土木費、4項2目都市計画事業費の公共下水道事業対策費は、どちらも下水道特別会計繰出金の減額であります。下水道特別会計については、資本費平準化債の制度変更による収入不足分を、3月定例会の補正予算第9号において対応したところでありますが、資本費平準化債借入枠の増加により、それぞれ減額を行うものであります。

3番目の表、12款公債費、1項2目、説明欄、利子償還金は、長期債利子の不用額を減額し、一番下の表14款予備費は、収支における不足調整分823万円の減額であります。以上が、歳出の補正額の説明であります。

戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正の追加であります。歳出、6款1項農業費の畜産振興費349万6,000円を繰り越しさせていただいたものであります。これは有機センター攪拌機のカバー修繕工事において、部品の原材料でありますステンレスの需要が急増したことにより、製作に予想以上の期間が必要となったことによるものであります。これにより平成28年度からの繰り越しは、18事業、14億4,835万9,000円となるものであります。

3ページに戻っていただきまして、ただいま説明をさせていただきました内容が、第1条及び第2条であります。以上で第3号報告、専決第20号の説明を終わります。

○議長 質疑を行います。6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 繰越明許費についてちょっとお伺いいたしますけれども、内容はわかりました。だけれども本来、繰越明許は、年度が終わる前にその見込みを立てながら議会に諮るというのが建前、筋ですけども、今の話だとステンレスの需要が予想以上にあって、加工に手間がかかったというようなことですけども、3月29日に専決していますが、この辺、ステンレスの需要が急に伸びたというわけではないでしょうけれども、そこら辺、ちゃんと3月議会の中とといいますか、年度内での予測が立たなかったのか。議会軽視とは言いませんけれども、そこら辺の予算の組み方とか執行とか見通しとか、そういうのがちょっと甘いのではないかという気がしますので、そこら辺の説明をもうちょっとお願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 冒頭ご指摘いただいた部分につきましては、大変見通しが甘くて申しわけございませんでしたと、まずお詫を申し上げます。ただ、私どもとすれば、この修繕につきましては、2月24日で契約をいたしました。残り1か月とあと1週間ほどあったわけでございますので、その期間内で十分終わるものだと当初は考えてございました。先ほど説明にもございましたけれども、いざ発注をして、業者が手配をかけたみしたら、ステンレスの鋼材の在庫が非常に少なくなっていたというような状況がございまして、それでも何とか年度内中に完了するのではないかというような見通しを立てておりました、平成28年度の3月議会、終了したのが3月17日、ふだんより1週間程度早かったわけでございます。残りあと2週間ほどございますので、何とかその期間で終わらないかというような見通しも立てておりました。最終的には材料の手配がつかずに、こういう繰越明許をお願いすることになったことにつきましては、見通しが甘かったということでお詫したいと思います。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 10ページの上、3つのことについて伺います。配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、また地方消費税交付金であります。これが見込みよりも減っていると、そして合わせて多分1億5,000万円ぐらい減っていると思うのですが、今回補正されているわけです。これを見て前年度並みという形で多分見ていたと思うのですが、これら実際の景気の動向ですね、どういうふうな判断をここでされているのか。その辺をひとつお聞きしたいというふうに思います。

○市 長 総務部長。

○総務部長 配当割交付金、譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、軒並み減額ということに関して、景気とどう連動しているのかということの質問であります。歳入予算につきましては予定収入ということで、限りなく正確に計上すべきところではありますが、なかなか見積もりが難しい科目でございます。特に各種譲与税交付金は原資が国税や県税で、その一定割合が交付されるものであるため、その収入のぶれというものに左右され、景気動向はまた大きなそれも要因になっているものとは考えます。

ただ、一自治体ではその見込みが大変難しいために、国が発表します地方財政の見通し、予算編成上の留意事項等に基づいて予算編成をするものでございます。その中で、例えば地

方消費税の収入見込みの額も予測も示させておりますが、ほかに有効な推計のないものでございます。国の参考資料、これも予算編成しております。地方消費税交付金につきましては平成26年度に増税となりまして、なかなかまだ見込みが国のほうも立てづらいところでございます。そういった中で大きなずれが生じてきているものと思います。今後、消費税交付金につきましては、ある程度その差異は少なくなってくるものと思います。

景気の判断につきましては、生産雇用などさまざまな経済活動での重要かつ敏感に反応する指数などを総合して、景気の状態把握及び将来予測等をしているものと理解しております。これだけをもって景気の減退、あるいは景気が悪いということにはならないとは思いますが、1つの指標として捉えなければいけないかと考えております。ただ、何もしないでおとなしくしているという現状では今はないと思います。それなりの事業を選択し、今必要な事業に対して選択して実施しているということでございます。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ただ、この3項目だけで景気の状態は、というような話を今されましたけれども、私は非常に難しいという前段がありまして、そして国の指導もありましてとか、そういった何らかの見込みがあったわけですね。そうした中で、国がそうだと言っているのにこうなるということ自体、私はかなり重要視しなければならない問題ではないかなというふうに思いましたので、考え方をお聞きしたいと、こういうことです。

ですから、最後の言いわけが何もしないでいるわけにはいかないから、何かしなければならぬという話ですが、こういった事態の中に、じゃあ国の言うがままで、国の施策でこういう見込みを立てても、なかなかうまくいかないという実態は踏まえるべきではないかということをお聞きしたいのです。

そうしないとこのまま、今度はもう少し少なくみればそれでいいのかという話では、私はないと思うのです。ある程度財源的にこれは見込めるというふうにつまえたものであるならば、やはり謙虚にこれを見届けて、そして自重するところは自重しなければならないのではないかと感じるのですが、その点、私の考え方とあなた方の考え方はどう違うのか、ひとつお聞きしたいというふうに思います。

○市 長 総務部長。

○総務部長 この状況を見てどう判断するかということですが、やはり国の見込みが甘かったということは、恐らくそれは間違いないということだと思いますし、我々もただ、ただ国の言いなりになってということではありませんけれども、ある程度参考にする指標が、国の指導と前年度の実績、これに基づいて判断するということになります。

ただ、やはりこういう形で減額ということになりますと、我々も来年度の予算についてはある程度慎重になって計上するという形で判断をさせてもらっております。今ほど言ったように、ただ引き下げればよいということにはならないと思います。各種計画の遅れや市民サービスの低下にもかかわることですので、なるべくいろいろな情報を集めながら、より正確な予算を計上するように努めているところでございます。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 前年度の実績に基づいてということで、また国の指導等であつたということでありましたが、それがならなかつたと、こういうことなのですね。ですから、私は何が言いたいかと申しますと、最後に一言いいます。これは国が今どんどんやろうとしていることにも危険信号があるやらからないというふうには思っていないとならないのではないかと、いうことを言いたいのです。なぜならば、国の——私はいつも言っているのですけれども、施策を、今、地方創生一本やりですよ。そうした中で、その部門で今、市が取り組んでいくことと、こういう事例を見たときに、ちょっと慎重な姿勢が必要ではないかということを感じるかどうかということをお聞きしたいわけでありまして。

○議 長 質疑ですので、意見を言う場ではございません。注意をしていただきたいと思ひます。

○議 長 副市長。

○副市長 おっしゃる意味は大體わかるのでありますが、ただ、毎回申し上げておりますけれども、地方自治でありますので、財政の中で、税として収入が幾らあるか、あるいは交付税として幾らくるか。前にも申し上げましたが、総計予算主義でありますので、ことしの収入は幾らなのだろうということも全部見積もるわけですよ。その段階で、確かに景気動向も必要でしょうし、それからもう一つは、これも前に申し上げましたが、地方財政計画が示されます。国としてことしの地方はこういうふうにしますよという、例えば起債の量までみんな示すわけでありまして。

ですので、そこを全く無視をして、地方自治だけで財政を組めと申すのは到底できません。ですから、おっしゃる意味はわかるのですが、私たちとしてもできる限りの前年のデータ、あるいは前のデータ、それから地方財政計画、その辺を見させていただいて予算を組むということでありまして。国の言うことを全部信用するなという向きまでは、私たちはできませんので、そういうつもりではないかもしれませんが、そこだけのご理解をいただきたいということで答弁にかえさせていただきたいと思ひます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第3号報告 専決処分した事件の承認について（平成28年度南魚沼市一般会計補正予算（第11号））は、提出のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第3号報告は提出のとおり承認することに決定をいたしました。

○議 長 以上で第3号報告 専決処分した事件の承認について（平成28年度南魚沼市一般会計補正予算（第11号））を終わります。

○議 長 日程第6、第4号報告 専決処分した事件の承認について（平成28年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 それでは、第4号報告 平成28年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第4号）につきまして専決処分といたしましたのでご説明を申し上げます。歳入では2款使用料を決算見込みにより496万円減額いたしました。8款市債は、資本費平準化債借入枠の増加によりまして9,360万円増額し、5款一般会計繰入金を同額の9,360万円減額いたしました。歳出では4款公債費において、平成27年度借入利率が決定したことなどによりまして、不用になりました496万円を減額いたしました。

以上により、歳入歳出予算からそれぞれ496万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額を52億4,917万1,000円といたしました。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 これも使用料の減のことについてお聞きします。例年の使用料ということでもたまたまあると思うのですが、どういったことでこういった誤差が生じるのか、ひとつお聞きしたいということが1点です。

もう一つが、使用料は決して安い使用料ではないということは、いつも指摘しているのですけれども、そうした中で、ほぼ工事が終わっていくわけです。そうした中で今度は会計上、大変なことになりやしまいか。使用料を上げるようなことがあってはならないがというようなことから今話をしたいと思っています。この平準化債については、水道会計ではかなり最近になってからの話であります。下水道もほぼ同じような投資であるわけでありますので、それが平準化債がかなり前から導入されているということのあたりから、非常に懸念をしている1人ですが、これからの見込みをひとつお聞きしておきたいというふうに思います。

○議 長 企業部長。

○企業部長 まず、1点目の使用料の減についてということでありますが、使用料につきましては3月の半ばの時点で見込みをつけまして、試算をしているわけですが、その時点ではここに計上されたように490万円ほどの減額が見込まれるというようなことでもって予算計上をしたわけです。最終的な今時点での決算見込みでありますが、本来ここでもって490万円ほど減額をしておりますけれども、それをしなくても何とか現計予算ぐらいの収入見込みになるだろうというふうな見込みになっておりますので、3月の半ば時点での見込みでの今回の予算計上ということであります。最終的には平成28年度の当初予算並みの決算

額になるというふうに見込んでおります。

それから、資本費平準化債についてであります。資本費平準化債につきましては、合併後はもちろん、ずっと下水道事業につきましては資本費平準化債を借りております。私はよその町のことはちょっとわかりませんが、塩沢町の時代でも資本費平準化債の借り入れがあったということで、相当昔から平準化債については利用しているというような状況になっております。

もちろん借金は少ないほうがいいということでもありますけれども、実は下水道につきましては、この平成 28 年度の決算においても、一般会計からの繰入金約 20 億円というような、大変大きな額になっております。その中で 95%ほどはルール分でありますけれども、残りの 5%ほどはルール外の分も含まれているということで、今回この 9,360 万円の増加につきましては、できるだけ一般会計のほうのルール外の繰り入れ分を少なくしたいというような思いで予算計上をしたものでございます。以上でございます。

○議 長 企業部長。

○企業部長 最終的な見込みということでしょうか。下水道事業は平成 31 年から一応、南魚沼市では公営企業会計のほうに移りたいということでやっております。国では平成 32 年度までに移りなさいというような指導でありますけれども、1 年早く移りたいというふうに今思っているところでありますが、その時点でも今の総務省が示す繰り入れ基準に変更がなければ、何とか一般会計からのお金をいただいた中で、下水道の公営企業としての運営ができるだろうというふうに見込んでいるところであります。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 使用料については了解しました。

次にこの平準化債の問題については、まあまあ緩やかに返していこうということでもありますけれども、多分、300 億円近くの借金があるわけでありまして。起債があるわけでありまして、それらを抱えての会計は大変になるのではないかと。そのときにこの下水使用料がはね上がるようなことがないとするならば、多分、一繰等で補填という形になるのか。その辺でちょっと心配だということでお聞きしたところでありますが、もう一度お聞きしておきたいと思っております。

○議 長 企業部長。

○企業部長 最終的に使用料の値上げが心配だというようなお話でありますけれども、一番のやはり負担は公債費が大きいということでもあります。もちろん、この公債費については、すぐに減るということではありませんけれども、もう四、五年前から起債残高は減ってきております。10 年後の見込みで推計額ですけれども、平成 38 年末には大体 210 億円ほどにまで減っていくというような見込みになっております。急激な減り方にはなりませんけれども、少しずつ減っていくということでもありますので、最終的に、その将来的に使用料を値上げしなければやっていけないというような状況にはならないのではないかというふうに、今のところは見込んでいるところであります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第4号報告 専決処分した事件の承認について（平成28年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第4号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第4号報告は提出のとおり承認することに決定をいたしました。

○議 長 日程第7、第5号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第5号報告 専決処分した南魚沼市税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。平成29年3月31日付で南魚沼市税条例の改正を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。平成29年3月27日に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が参議院で可決成立し、3月31日に公布となったことを受けての条例改正であります。平成29年4月1日からの施行が必要であったことから、3月31日付で専決処分をいたしました。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。議案書の15ページをお開きください。最初は第21条の改正でありますけれども、第21条は、市民税の所得割の課税標準を定める条項であります。ここには省略をされておりますけれども、その第1項におきまして「所得割の課税標準は、前年の所得について算定をした総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする」という規定がございます。その次の3項におきましては、特定配当、これは上場株式、公募証券投資信託、国外公募証券投資信託等による配当金のことでありますけれども、総所得金額からこの特定配当等による所得を除外して算定するという定めがございます。除外する理由につきましては、これら特定配当につきましては、会社がその個人に配当する段階で、既に所得税及び市県民税が源泉徴収されておりますので、総所得に含めなくても課税漏れにならないというシステムになっているからであります。

しかし、場合によりましては、総所得に含めて計算したほうが有利である場合、あるいは総所得と分離して申告したほうが有利な場合がございます。これらの方法も納税者において選択できるということになっておりまして、これが今現在の21条第4項の規定内容でありま

す。今回の改正におきましては、この3方式、1つは申告がいない源泉徴収のみである場合、2つ目は総合課税にする場合、3番目は申告分離課税、このいずれかを選択できることについては基本的な変更はありません。

今回の改正は、所得税の確定申告書が提出されている場合、先にもう確定申告をされている場合であっても、その後の個人住民税の申告書、これが市長に提出された場合には、後者の、市民税の申告書に記載された事項をもとに市長が課税できるということを明確化するための改正であります。したがって、確定申告と市民税申告で異なった申告を認めるということができるようにするものであります。

その下の第6項では、同じく上場株式等の譲渡による所得について、特定配当等と同じ規定を設けるものであります。特定株式等の譲渡所得につきましては、総合課税は選択はできませんけれども、源泉分離、あるいは申告分離課税を選択できるということになっております。

16 ページをお開きください。次の第22条の9の改正でありますけれども、第21条の改正に伴いまして、「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」という文言が新設をされましたので、これらの文言を追加する改正であります。

その下、37条の改正でありますけれども、法人市民税の申告納付に係る延滞金の計算となる期間に係る規定でありますけれども、第1項から次の17ページ、第5項までは準則の改正に伴う文言の整備でありまして、18ページをお開きください。真ん中辺の第6項でありますけれども、これは法人税法の改正に伴う項ずれの修正であります。その下第7項は文言の整備を行うものであります。具体的な規定内容の変更はございません。

19 ページ、第38条であります。これは法人市民税に係る不足税額の納付に係る延滞金の計算の対象となる期間に係る規定であります。第1項及び第2項は、文言の修正でありまして、第4項本文は、「修正申告書」を「増額更正」という文言に置き換えるという改正であります。

20 ページをお開きください。第4項2号でありますけれども、これは一旦減額更正がなされたのちの増額更正において、延滞金の算定期間に係る特例の期日をより厳密に規定をする趣旨で、最後に括弧書きを追加するというものであります。

その下、第49条でありますけれども、これは固定資産税の課税標準を定める規定でありまして、地方税法の改正により、災害等に関する措置としまして、震災等により滅失し、または損壊した償却資産にかわるものとして、震災等の発生した日の属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得され、または改良された償却資産について、固定資産税の課税標準を取得または改良から4年度間はその価格の2分の1とする措置が講じられました。今回の改正は、その法律の条項を条例上に規定し直すものであります。

なお、この改正は平成28年4月1日以降に発生した震災等から適用されることになっております。以下、震災関連の改正はございますけれども、みんな同じく平成28年4月1日以降の震災等について適用されます。したがって、昨年4月14日ですか、発生しました熊本

地震の被災者については、この規定が適用されるということになるかと思えます。

その下、第 49 条の 2 の改正でありますけれども、これは保育の受け皿整備の促進のための税制上の措置の創設でありまして、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」の割合を定める規定で、条例に必要な条項を追加するものであります。この改正は、平成 30 年度以降の固定資産税について適用されます。

まず、第 1 項は、児童福祉法の規定により、市町村の認可を得た者が家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例について定める規定であります。国の参酌標準に合わせまして、課税標準に乗じる率を 2 分の 1 と定めるものであります。

第 2 項も同じく、居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例を定める規定でありまして、国の参酌標準に合わせて、課税標準に乗じる率を 2 分の 1 と定めるものであります。

第 3 項も同じく、事業所内保育事業、これは利用定員 5 人以下のものでありますけれども、この用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例を定める規定でありまして、国の参酌標準に合わせて、課税標準に乗じる率を 2 分の 1 と定めるものであります。

21 ページ、第 51 条の 2 の改正であります。これは居住用超高層建築物に係る固定資産税、いわゆるタワーマンションの高層階と低層階との間で、税負担の不公平があるというような指摘等によりまして、税の案分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定をするものであります。法律改正により追加された条項を条例上に追加するものであります。

第 51 条の 3 の改正でありますけれども、第 1 項の改正は、法律改正にあわせての文言の整備であります。第 2 項については、次の 22 ページをお開きください。固定資産税の案分の申し出について、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等の発生後 4 年度分限り、所有者の申し出により従前の共用土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備であります。第 3 項は文言整備であります。

23 ページ、第 62 条の 2 の改正でありますけれども、これは地方税法第 349 条の 3 の 3 におきまして、震災等により家屋等が滅失してしまった場合で、その翌年度、翌々年度の賦課期日現在において、まだ家屋等が再建されていない場合、この場合には、従前の住宅用地の特例、いわゆる課税標準の額に 6 分の 1 等の率を掛けまして、課税をするという特例措置でありますけれども、この住宅用地の特例を適用するということが規定をされております。

「家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地」という言葉が出てきますけれども、これは災害により、もともとあった家屋等がなくなってしまった土地という意味であります。この特例は、市町村長が、住宅用地として使用することができないと認める場合に限り、その当該土地を住宅用地とみなして適用されることになっておりまして、条例第 62 条の 2 は、その手続を定める規定であります。

今回の法律改正によりまして、当該被災地が被災市街地復興推進地域として定められたときは、被災年度の翌年度から被災後4年度までの各年度において住宅用地の特例を適用するという制度が追加をされましたので、条例上にその文言を追加するものであります。第1項、第2項とも同じ趣旨であります。

24ページをお開きください。附則第7条の改正でありますけれども、これは肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長するものであります。

その下、附則第9条の改正でありますけれども、これは先に説明しました第49条の改正、震災等に係る償却資産に対する固定資産税の課税標準の改正でありますけれども、この法律改正に合わせ読替規定を改正するものであります。

その下、附則第9条の2の改正であります。地方税法の附則第15条、これは固定資産税等の課税標準の特例について定めておりますけれども、この改正に伴います改正であります。地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」といわれるもので、わがまち特例の対象となる固定資産の範囲が今回の改正によりまして追加をされたことに伴い、条例に必要条項を追加するものであります。

第6項から次の25ページ、第10項については同法の項の番号の変更に伴う改正であります。項ずれの修正であります。第11項は、国の改正にあわせて削除をされました。これはもともとはフロンガスを使わない冷蔵庫等に関する特例を定めたものでありますけれども、これが削除されまして、第12項を第11項としまして、あわせて同法の項番号の変更を修正するというものであります。第11項の次に第12項を追加いたします。第12項は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が、一定の事業者保育に係る施設を設置し、企業主導型保育事業を行う場合には、最初の5年間は国の参酌標準に合わせて、課税標準に乗じる率を2分の1とすることを定めるものであります。

その下、附則第9条の3の改正であります。これは耐震改修又は省エネ改修を行った既存住宅に係る固定資産税の税額に係る申請の規定でありまして、第2項から次の26ページ、第8項まで、これは法改正に伴う項ずれ、あるいは号ずれの修正であります。詳細は省略をさせていただきます。

27ページ、第9項及び第10項は、新たに追加をするというものであります。第9項は、耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものについて、当該耐震改修が行われた年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税額から3分の2に相当する額の減額を受けるための申請方法について規定を追加するものであります。

第10項は、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものについて、当該改修工事が行われた翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税額から3分の2に相当する額の減額を受けるための申請方法について規定を追加するものであります。

28ページをお開きください。附則第9条の3の第11項であります。これは前2項を追加

したことに伴う項番号の変更、及び法律改正による項ずれの修正であります。その下、附則第 15 条の改正でありますけれども、これは昨年 12 月定例会で議決をいただきました、軽自動車税のグリーン化特例について 30 年度、31 年度と 2 年延長するという規定を追加するものであります。特例の対象となる軽自動車の範囲につきまして、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 30 年度分の軽自動車税に限って軽減をし、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 31 年度分の軽自動車税に限って軽減する旨を追加するものであります。そのほか、若干の文言修正を加えました。

附則第 15 条第 5 項は、税率がおおむね 75%軽減される区分でありまして、電気自動車、天然ガス自動車が対象となります。同条第 6 項は、税率がおおむね 50%軽減される区分でありまして、ガソリン車、ハイブリッド車のうち、平成 32 年度燃費基準をプラス 30%達成した軽乗用車及び平成 27 年度燃費基準をプラス 35%達成した軽貨物車が対象となります。

同条第 7 項は、税率がおおむね 25%軽減される区分でありまして、ガソリン車、ハイブリッド車のうち、平成 32 年度燃費基準をプラス 10%及び平成 27 年度燃費基準をプラス 15%達成した車が対象となります。

30 ページをお開きください。附則第 15 条の 2 の改正であります。軽自動車税に関し、平成 28 年中に発覚した一部の自動車メーカーが燃費性能を偽って不正を行ったという事件がございました。税制において、このような不正事件が生じた場合の納税義務者の特例等の措置について、新たに法律の規定を設けたというものであります。

第 1 項は減税対象車に該当するかどうかの判断、これは車の問題ですね。減税対象になる車かどうかの判断は、国土交通大臣の認定に基づいて判断するという規定であります。

第 2 項は、一旦認定された減税対象車が、その後、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定を受けたことを理由として、国土交通大臣が当該認定等を取り消したという場合、当該減税対象車であった軽自動車税について、今度は不足額が生じると。減税が取り消されるわけですので、今度は税額が不足するということになりますけれども、もちろんその責任は納税者にはないわけでありまして、国土交通大臣への認定等の申請をした者、つまりは自動車会社でありますけれども、あるいはその会社が潰ればその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用するというものを規定したものであります。したがって、不足額については、納税者には請求をしないで、自動車会社に直接請求するということになります。

第 3 項は、前項の規定の適用がある場合における軽自動車税の不足額に関しまして、不足額に 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算するという規定であります。不正を犯した自動車会社等へのペナルティという意味合いであります。

第 4 項は第 2 項の規定の適用がある場合の第 10 条、これは延滞金の算定方法に関する規定でありますけれども、この規定の適用について、必要な読みかえ規定を置くものであります。

附則の第 15 条の 3 は、租税特別措置法による特定上場株式等の配当等にかかる軽減税率の

適用に関する規定でありますけれども、配当割りにつきましては、最初に説明をしました第 21 条の改正内容が全て適用されるということになりますので、第 21 条と同じく、所得税の確定申告書を提出されている場合であっても、その後に個人住民税の申告書が提出された場合には、後者の申告書に記載された事項をもとに市町村長が課税できるということを規定するものであります。

附則の第 16 条の 2 の改正でありますけれども、これは優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を 3 年延長する改正であります。

附則第 18 条の 3 の 2 の改正であります。これは配当割りの課税標準である特例適用配当等で、外国居住者等所得相互免除法、これは昨年、条例改正で盛り込みましたけれども、いわゆる台湾との関係について規定した法律であります。この適用によって、通常の配当所得よりも軽減された税率が適用される所得でありますけれども、この所得については、所得税・個人住民税とも申告分離課税に基づいて課税をすることとなっておりますが、第 21 条の改正と同じく、所得税の確定申告書を提出されている場合であっても、その後に総合課税を選択する旨の市民税の申告書が提出された場合には、その市民税の申告書に記載された事項をもとに市町村長が課税ができるということを規定する改正であります。

附則第 18 条の 4 の改正は、これも配当割りの課税標準であります。今度は条約の適用配当——条約を適用している外国との配当でありますけれども、前条と同じ、同様な改正を行うものであります。ここまでであります。

議案書の 11 ページに戻ってください。本改正条例の附則であります。附則の第 1 条は施行期日でありまして、平成 29 年 4 月 1 日施行となっております。第 2 条は、市民税に関する経過措置を規定したものであります。第 3 条は、固定資産税に関する経過措置を規定したものであります。内容はそれぞれ条文の説明の中で申し上げたものであります。省略をさせていただきます。

第 4 条が軽自動車税に関する経過措置を規定したものであります。この中で第 2 項でありますけれども、これが附則の第 15 条の 2 の改正によりまして、自動車会社の不正によって大臣認定が取り消されたときの軽自動車税の不足税額の負担方法、これが新たに規定をされたところでありますけれども、平成 28 年度分までの軽自動車税、過去の分ですね。これにつきましても同様に自動車会社に負担をさせようということで、規定を設けたものであります。過去の課税分につきましては、直接自動車会社等を納税義務者とみなすことまではできないわけではありますが、納税者に不足額を通知する前に、自動車会社等から自分が納付しますよということを申し出る機会を与えるという規定であります。払わなければどうなるのかという問題はありますけれども、もし不正を犯した会社が不足額を払わないというような場合には、当然集団訴訟等に発展するわけありますので、社会通念上は原因者である自動車会社等が支払うということになると思われ。第 3 項は、一旦その申し出をした以上、撤回することはできないということを決めるものであります。

長くなって申しわけありませんでした。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 15ページの第21条の4、特定配当等申告書についてお伺いをしたいのですが、確定申告で国税が確定をしてから、市民税、県民税という地方税が確定をするという流れであったわけですが、この納税者の有利な点、一般的には節税でありますよね。あるいは利益でなくて、損失を出したという部分も考えられますけれども、損失はまずは考えられないわけですね。利益という部分でいった場合に、そうすると納税者の判断で、一旦確定申告をした後、修正申告をして、その後、市民税の多分減額になるだろうというふうに私は思うのです。こういう条項を設けざるを得ないのでしょうかけれども、このことによって市税の非常に大きな部分が出てくるかなというふうに私は思っています。株式等についてやっている人は一般的には富裕層でありますから、その方たちがこういう形で一般的に節税というふうに走れば、市民税の減額になるだろうと思えますけれども、そこら辺は担当課としてはどのようにお考えなのかお聞かせ願いたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 確かにおっしゃるように、配当所得、配当割りがこういう形でもって全面的に改正されますと、その分、節税がきくわけであります。そのための改正であろうかと思えます。要は、景気の経済的な政策であろうと私は理解をしますけれども、そのために経済が活性化することのほうが、かえっていいのではないかという政策の判断ではないかと思えます。全体的に配当所得だけを見れば、恐らく減ってくるだろうと思えますし、市民税の額も増えることはまずこれではないだろうというふうに判断しておりますが、どの程度、どれだけの影響があるということについては、今ちょっと調査中でありまして、数字はつかんでおりません。申しわけありません。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 今の多分、21条関連のところに関連するのですがけれども、今のところちょっとわかりづらいところがあるのです。例えば説明の中では、今までこの配当所得になくても、所得税の申告によって市民税のその税率、税額算定みたいなものをしていて、いろいろ一本の流れでわかりやすかったのですがけれども、今度それが違うこともあり得ることなので、そこら辺の税の、市民税のほうの課税の漏れとか、逆に増えとか、課税誤りの心配を私はちょっとしているのですがけれども、その辺の心配はないかということ。

そして、今のところですがけれども、例えば所得税の申告をして、市民税はではこっちでという違うことがありうるということは、その申告者の意思に任せるということでいいのか。例えば、こうしたほうが多分あなたは節税になりますというようなのがあれば、そういう指導というのはいまずするのか、しないのかということも含めてですがけれども、そこら辺。どうも課税誤りのもとになりそうな気がするのですが、そこら辺は大丈夫なのだということをお聞きしたい。

点お聞かせいただきたいという点と。

あと、自動車税の関係で、不正を働いた自動車会社に負担を課せるというところがありましたけれども、その辺が、軽自動車税というのは、多分、個人が払うことになるのでしょうから、例えば不正が働いて税額が変わってきたみたいなことになっても、その個人はなかなかわからない。さっきちょっと説明がありましたけれども、自動車会社がそれなりに対応してくればいいのだけれども、それが個人のほうに回ることはないのか、そういうふうなことで個人の負担が増になってしまうようなことはないのかというところが心配なのです。

自動車会社のほうだけの対応で、個人にはそういう不正を働いても、課税、納税額が違いましたよというような通知が個人のほうにはいかないシステムになっているなら、それはまたそれで安心なのですけれども、その辺の2点をお願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 まず、最初の課税誤りのもとにならないかという点、我々もこれやってみないとわからないところがあります。ただ、これは次の質問にも連動しますけれども、我々のほうから何か働きかけをするものではありません。こうした方が得ですよ、何てことはできません。あくまでも申告者の意思であります。こうしてほしいという市民税申告書をもってきてもらわない限りは、うちのほうからは動けないと思います。

ただ、そのそういう例がどのくらい出てくるか。非常に珍しいのではないかと私は思っているわけですが、それを見逃すことのないように、特別に出てきた書類であれば特別に注意を持って、我々は処理をするということになろうかと思います。これは我々の努力でありますけれども、極力課税誤りのないように処理をしていきたいというふうに思っております。

それから、もう一つの軽自動車税の問題ですけれども、これもこの法改正以降の不足額、要は減税が取り消されたという場合の税額が上がってしまった部分については、これは直接にその不正を行った会社に請求をすることになります。それは、その自動車の所有者とみなしてしまうという法改正でありますので、この点については、自動車の所有者個人に対して請求を求めるといったことはありません。

問題は附則の点で説明いたしましたけれども、法改正以前の不正が発覚した場合、もう既に納めている過去のものについて、取り消されたという場合どうするかということでもあります。これも本来は納税者には全く責任がないわけでもありますので、これは個人に請求する前に、会社に、あなた払ってくださいよということを我々が申し出の機会を与えるという言い方しておりますけれども、正確に言うと会社にもう請求するということですよ、これは。それで払わなければどうなるかというのは、そのときの問題になりますけれども、払わなければ恐らくその会社は潰れるだろうと思いますが。そういった形で個人には請求を回さないという法整備を行っているところであります。以上です。

○議 長 税務課長。

○税務課長 ちょっと補足をさせていただきたいと思います。まず、1点目の件でござい

ますけれども、漏れはないのか、それが心配だということでございますけれども、上場株式の配当につきましては、もう支払者のほうが事前に、所得税ですと15.315%、市民税、県民税ですと5%ということで、合計しますともう20.315%をあらかじめ源泉徴収をしてから支払います。したがって、うちのほうとすると漏れ等の心配というのはそれははないというふうに思っております。

申告の内容につきましても、部長のほうから話があったように、もう事前に源泉徴収をされております。本人は、ではその上場株式の配当についてはどういった申告をするかということですが、まずはもう源泉徴収をされているので、もう全然申告はしない、それが1つです。それからもう一つは、やはり税務署のほうに確定申告をする、いわゆる申告分離課税で申告をする。3点目としては申告分離ではなくて、総合課税を選択して申告をすると、この3つを本人の選択のほうに委ねられております。1点目については以上でございます。

それから、2点目の不正の件でございますけれども、平成28年度に発覚いたしましたうちのほうの実態について、若干説明をさせていただきたいと思っております。今回不正が発覚した件については、うちのほうでは軽自動車税として該当が108台ございました。金額に直しますと約29万円ほどございました。その29万円をどうしたかということ、不正があったところの事業所のほうに請求をさせていただきました。これにつきましては国なり、県なりの指導のほうをいただきながら、最終的に差額分については納税者に負担をさせるということではなくて、あくまでも不正を働いた事業所のほうに請求をさせていただいたということでございます。平成28年度の状況について説明のほうをさせていただきました。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第5号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第5号報告は提出のとおり承認することに決定をいたしました。

○議 長 日程第8、第6号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市都市計画税条例の一部改正）についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 第6号報告 専決処分した南魚沼市都市計画税条例の一部改正についてご説明申し上げます。これも先の第5号報告と同じく、地方税法の改正が3月31日に公布となったことで、平成29年4月1日の施行が必要であることから、3月31日付で専決処分をしたものであります。

主な改正内容は、地方税法の改正に伴う「わがまち特例」の割合を定めるもの及び項ずれの修正であります。それでは、新旧対照表で説明させていただきますので、議案書の7ページをお開きください。まず、附則の第6項の改正でありますけれども、これは地方税法附則第15条の改正に伴う項ずれの修正であります。同項の次の次に第7項を追加いたします。

附則第7項は、第5号報告で説明をいたしました市税条例の附則第9条の2第12項の改正理由と同じであります。平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が、一定の事業者保育に係る施設を設置し、企業主導型保育事業を行う場合には、最初の5年間は、国の参酌標準に合わせて、課税標準に乗じる率を2分の1と定めるものであります。

附則の第8項から次の9ページの第18項に至る改正は、法附則第15条の改正に伴う項ずれの修正、及び今改正に伴う条例の項ずれの修正であります。詳細の説明は省略をさせていただきます。

議案書の5ページにお戻りください。本改正条例の附則でありますけれども、第1項は、施行期日を平成29年4月1日とするもの、第2項は、今改正に伴う経過措置を定めたものであります。以上で説明を終了いたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第6号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市都市計画税条例の一部改正）については、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第6号報告は提出のとおり承認することに決定をいたしました。

○議 長 日程第9、第7号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第7号報告 専決処分した南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。前2件の条例改正と同様、地方税法の一部改正が3月31日に公布となったことを受けての条例改正であります。平成28年4月1日からの施行が必要であることから、3月31日付で専決処分をいたしました。地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

主な改正内容は、低所得者に対する保険税の軽減対象範囲の拡大であります。今回で4年連続の改正ということになります。それでは、議案書の7ページ、新旧対照表をごらんください。第11条の改正でありますけれども、これは低所得者に対する国民健康保険税の減額の規定であります。この第2号の改正は、5割軽減に係る判定所得の拡大であります。現行では、世帯ごとに33万円に世帯員1人当たり26万5,000円を加算した額を上限としておりましたけれども、改正しまして1人当たりの額を5,000円増額しまして27万円とするものであります。

次の第3号の改正は、2割軽減に係る判定所得の拡大であります。世帯ごとに33万円に世帯員1人当たり48万円を加算した額を上限としておりましたけれども、1人当たりの金額を1万円増額しまして49万円とするものであります。

議案書の5ページにお戻りください。本改正条例の附則であります。第1項は、本条例の施行期日を平成29年4月1日とするもの、第2項は経過措置の定めであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第7号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正）については、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第7号報告は提出のとおり承認することに決定をいたしました。

○議 長 日程第10、第39号議案 平成29年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第39号議案 平成29年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。今回の補正は、南魚沼市民病院の建設に関連し、県から譲渡を受けました排水施設につきまして、17号バイパス用地外へ早期に移設する必要が生じたため、機能補償による移設のための設計委託料を計上したものであります。

委託の主な内容は、移設による流末処理に必要な河川管理者等との協議を行うための測量業務、及び移設工事に伴う設計業務であります。

資本的収入では、2款市民病院事業資本的収入の4項1目1節の補償費に、排水設備の移設にかかる費用について、国からの補償金2,500万円を計上し、資本的支出では、2款市民病院事業資本的支出の1項1目2節の委託料に、同じく排水設備の移設に係る設計委託料として2,500万円を計上いたしました。

これにより市民病院事業会計の資本的収入及び支出にそれぞれ2,500万円を増額し、市民病院事業資本的収入の総額を2億5,363万7,000円に、資本的支出の総額を4億2,986万9,000円としたいものであります。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この新しい、新規排水設備の設計でありますけれども、機能的には既存排水施設、これと同等程度ではないかと。補償金でありますからね。これを機能を上げて、相当の能力のあるものにするという考えなのか、ちょっとその辺をお伺いしたい。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 基本的には補償工事ということになりますが、一般補償でなく、機能補償の工事となります。基本的には今の敷地内、県立病院のころからそうですが、敷地内の排水を、都市下水路が整備されていけませんので、1級河川に放流をするということです。ただ、機能の内容ですけれども、当時とは気象条件といいますか、雨水等の条件が若干変わってきてございます。ですから、今の、現状に合う——正直言いますと、今うちも整備室のほうで計算をしますと、若干今の容量では現状では不足をするという状況にあるわけですが、その辺につきましては、機能補償ということで国交省ともお話をさせていただいております。それに基づいた中で、まずは国交省、それから河川管理者との協議の中で、整った施設をつくっていくということになります。

機能補償ですので、基本的には認められた新たな機能の部分については補償対象となりますが、年数もたっておりますので、経年の分については、これは病院事業会計の負担とい

うことは変わりはないということでございます。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 県からの移譲を受けての機能部分でありますけれども、これを上回るについては市の単費とならざるを得ないという、これは致し方ない部分でありましようけれども、この図面を見ただけでも、駐車場部分、相当面積をアスファルトで覆って、この部分の雨水等々についてもやらなければならないという問題が出てくるわけであります。また、冬場にいたっては消パイ、井戸を新たに2基増設して、相当くみ上げてこれで消雪をしていこうという部分がありましたので、そういう部分を含めてくると、今までの機能を相当超えた排水施設でないといけないのかなという感じがします。この設計を受けた中で、その後の建設費の問題も出てくるわけでありますよね、建設の部分についても。これについても相当の予想を超える工事費を確保しなければならないかと思っておりますけれども、その辺の見込み的なものがあれば、お話しできる部分が今あればお伺いしたい。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 今、お話のありましたような方式、いわゆる一般補償ということになろうかと思っております。一般補償であると、今、議員がおっしゃったような、かなり高額な、過大な病院事業の負担になるということで、内容的には機能補償ということで、これは国交省も現在、機能補償の方向で一応認めていただいております。機能補償でございますので、今の既設の敷地の排水につきましては、今の排水施設で賄っているわけですから、その既設の敷地の排水を賄える施設、それだけの機能のある施設を補償工事によって設置をするということですので、今の議員のお話にあったような部分の過大な支出ということにはならないかと思っております。ただ、施設が古いですので、その経年で劣化した部分ですね。これは補償によって新品にしてくれというわけにはいきませんので、劣化した経年部分については当然に病院事業としての負担が出てくるという考え方でございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第39号議案 平成29年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩といたします。ちょっと時間が短いですが、11時ちょう

どに再開をいたします。

[午前 10 時 50 分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開します。

[午前 11 時 00 分]

○議 長 日程第 11、第 40 号議案 工事請負契約の締結について（改造第 1 号八海中学校大規模改造工事（建築））を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 40 号議案につきましてご説明申し上げます。本議案は、平成 28 年度の 3 月議会定例会において、国の補正予算により予算の議決をいただき、繰り越しをしたもので、平成 29 年 4 月 25 日に入札を実施し、仮契約を締結したものであります。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に規定する、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事の請負契約であり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、契約締結の議決をお願いするものであります。

議案 1 ページをごらんください。契約の名称は、「改造第 1 号 八海中学校大規模改造工事（建築）」であります。契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は 2 億 7,324 万円であります。4、契約の相手方は、山崎・種村・新潟砂利・宮仲特定共同企業体で、代表者及び構成員は記載のとおりであります。

3 ページからは、議案資料になります。3 ページから 6 ページが、建設工事請負仮契約書の写しであります。工事期間は平成 30 年 3 月 31 日までであります。

4 ページ、仮契約の締結は、平成 29 年 4 月 25 日で、9 のその他の最後の段で、議会議決による本契約への移行を定めております。

7 ページが入札調書であります。入札においては、発注標準及び業者選定基準に基づき、建設業法に定める建築一式工事の特定建設業の許可を受け、南魚沼市入札参加資格審査による、建築一式工事の等級が A 級の者を代表者とし、建築一式工事 A 級、あるいは B 級のもので構成される特定共同企業体を参加要件とし公告したものであります。記載のとおり、特定共同企業体 4 者からの入札がありまして、税抜き価格 2 億 5,300 万円、落札率 97.5% で落札となったものであります。

8 ページ、9 ページが工事概要であります。3 の既存校舎等の構造・規模は、校舎が鉄筋コンクリート造、地上 3 階、柔剣道場が鉄骨造、地上 2 階、体育館が鉄骨造、地上 2 階で、5 の延床面積では、合計 5,941.64 平方メートルであります。6 の工事内容は、校舎棟につきましては、既存室の配置変更等に伴う内部改修工事が主な工事で、9 ページがその改修工事の詳細であります。そのほか、校舎棟では屋上防水改修工事を行います。柔剣道場では、天井落下防止対策による、天井改修工事、外壁改修工事、屋上防水改修工事、体育館棟では、屋根改修工事及びバスケットゴール落下防止対策工事であります。

11 ページから 14 ページまでが平面図となりますが、11 ページは、柔剣道場と体育館棟の

工事内容の説明のほか、校舎棟の改修概要となっております。

12 ページから 14 ページまでは、校舎棟の各階における改修内容と配置図で、9 ページの改修工事詳細をそれぞれの平面図に示したものであります。

主な改修といたしましては、12 ページ 1 階では、右下、既存の生徒・職員玄関を、木工・金工室及び準備室に改修します。13 ページ 2 階では、現在 3 階にある音楽室からの楽器の運搬が大きな負担となっていることから、右下、多目的ホールを音楽室・機材室・オープンスペース・器具庫・練習室に改修します。13 ページ 3 階では、中央部分、コンピュータ室を、2 室必要となる理科室 2 に改修となります。

説明は、以上であります。八海中学校大規模改造工事の電気及び、機械につきましても、同日入札を執行しており、電気は税抜き価格 5,500 万円で、富山・吉田特定共同企業体が、機械は税抜き価格 4,670 万円で、サドヤ・北村商事特定共同企業体が落札しております。

以上、第 40 号議案につきまして、よろしくご審議の上、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 大変立派な形で工事が見えてきたわけでありまして。この校舎が、生徒数のこれからの推移も含めて、およそどのくらいのこれからの期間と申しますか、年限と申しますか。単一中学校として維持できるのかどうか、見通しがありましたら聞かせてください。

○議 長 教育長。

○教育長 増築の建物は新築でありますから、一応 RC ということで 50 年ということをめどに……（何事か言う者あり）違いますか……。それから、既存の校舎のほうについては耐震補強になっておりますもので、今回の改修で極力延ばしていきたいというふうに、建物自体はそういう考え方です。

生徒数については、まだ読めてはいませんが、当分の間、4 つの中学校、1 学年 3 クラスを確保しながら、何年と言われてもちょっと今のところ答えることはできませんが、相当間においてこの八海中学を運営してまいりたいというふうに思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございますか。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 次の議案と絡めて説明を受ければよかったのですが、3 月議会で総工費という形で答えておられます。そうした中で当時場所を決定する条件として、城内に統合する案、それから土地のある二日町グラウンドの案、あるいは新たに土地を設けての案、3 つの案で多分、協議会で説明があったと思います。そういった中で、妥当であるこの城内中学への統合ということで、多分 16 億円ぐらいの予算が当時は計上されたと思います。試算であったと思いますが、それが先般の 3 月議会で 25 億円、26 億円弱という話が出ているようで

りますけれども、これにその都度、我々はこうして議決事項については提案していただいているわけでありまして、ほぼ10億円からの増が見込まれるということであると、その経過というのをやはり示しておくべきではないかというふうに考えるのですが、そういった考え方はあるのかなのか、ひとつお聞きします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 今ほど議員が申されましたとおり、当初16億円の試算でございました。それにつきましては、工事費がその都度増額しておりますが、当初試算におきまして、増築部分で五十沢小学校の実績で平米単価を想定しまして試算しておりました。そういった中で、我々は建築前の試算で大分見積もりが甘かったということであればそれですが、事業費が上がっております。ただ、平成25年3月のコンペによりまして、設計業者を決定いたしました。それによってレイアウトが決まらなかったために、乗り入れ口とか既存のプールなどの使用の有無、あと、既存グラウンドの改修などそういった部分で、既存施設は引き続き使用することで比較的安価な方向で見積もっていたということです。

それで、当初は16億円というのは、校舎関係が14億円、あと、周りのグラウンド等が2億円ということだったと思うのですけれども、その後、今ほど申し上げたような形で精査しておきまして、校舎改修工事におきましても過去の実績により平米単価で算出しておりました。今までの大規模改修工事におきましては、今ある教室の床や壁、天井等のいわゆるリフォームをしていたわけですが、今回は統合によりまして八海中の生徒数が増えることによりまして、教室の使用法やレイアウトを大きく変更せざるを得なかったために工事費が大幅に増加したということになります。

次のグラウンドのほうもありますけれども、グラウンドのほうも細かいことを言いますと、直近の塩沢中学校の野球場、テニス……

○議長 長 簡潔にお願いします。

○教育部長 済みません、テニスコート等の工事費を参考にしておりましたが、いろいろな……（何事か叫ぶ者あり）わかりました。はい、では、そちらのほうについては……（何事か叫ぶ者あり）いいですか。では以上のことがありまして、不測の工事費の増になったということでございます。以上です。

○議長 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 これを長く話をしていると、議決事項についてのみとこういう話になると思うのですけれども……（「そうです」と叫ぶ者あり）それはやはり一連の中で、予算のときに3月予算でああいう形で25億円強という、26億円弱という数字が出ているわけです。そうした中で私は当初の見込みがどう変わっていくかということは、せめて担当委員会ぐらいには示してもらっていてもよかったのではないかなという感じを持ちましたので、今お聞きしているわけですが。

いろいろ見込みで始まっていけば、あるいはまた入札の状況経過、病院の関係とかも経験しているわけでありまして、そういうのはわかります。わかりますので、わからせていた

だいて進むという形のほうが、私はよかったのではないかなと。ただ、形としてこういうふうに遂次認定を受けてやりましたというだけであってはならないなというふうに感じましたので、考えがあるかないかお聞きをしたいということなのです。

○議長 教育長。

○教育長 端的に説明させていただきます。我々は随時落ちのないように説明したつもりですが、もし、落ちがあったとしたら申しわけなく思っています。それで、平成25年2月27日の議会の全員協議会で、城内中学校の活用案は16億円が想定されますと。それから二日町グラウンドの活用は33億円が想定されますと。新たに土地を購入した場合は38億円が想定されますよと。あくまでも想定です。我々は、きちんと設計事務所が決まって設計を上げてから金額が決まるもので、そこはお許し願いたいというふうに思っています。そして、このときの金額の提示については、統合を城内中学校の校舎を利用するという説明の中の一要因であったということをもまずご説明します。

それから2点目です。これを進める上でコンペをやりたいと。なかなか難しい状況ですから、入り口をどちらからにするかということでもコンペをさせていただきました。このときに設計事務所がきちんと決まりましたもので、設計事務所の組んだ設計で予算を上げさせていただきました。もらった予算が途中で足りなかったということのないようにしたつもりでございます。このときもきちんと段階を踏んで説明をさせていただいたというふうに思っております。

それで、最後のこの段階ですが、先ほど部長が説明しましたように、既存の改修というのは、これほどの建物を一体にする改修というのは初めてですので、当初の見積もりについては、今までの改修を前提に概算をはじめた中で、予算というか、この16億円の説明をしました。ただし、既存を利用して1つの学校にするためには、コンペで新しくした増築とのレイアウトからすると、当然既存校舎も含めて1つの校舎ですから、かなりの改修が必要ということでこの金額に至ったと。見通しが甘いと言われれば、ここでお許しをさせていただきたいというふうに思っております。

16億円が25億円弱ですもので、9億円という大幅な増になったということは、今まで説明した単価の増だとか、当初プールをそのまま使えるという想定をしたことだとか、いろいろのことがあった中でここへ至っております。ただ、ほかの敷地を活用したものよりも高いのではないかという皆さんの話がありますが、それは絶対ないと。この校舎を活用したことによって、有効にいい事業ができたというふうに教育委員会としては自負しております。以上です。

○議長 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は品物が悪かったではないかというそういう問題ではなくて、当初やはり皆さんがインプットした16億円ということがなぜそうなったのかと。3月議会で皆さんが驚いた顔をされたのは、多分、わかると思うのですね。それを今のような言葉がそこにあって、これこれこういう予定だったけれども、これが標準だったのだけれども、こういうふう

にグレードアップしましたとか、あるいは今の実情はこうでありますということが、やはり納得いって我々が認定していったほうがいいのではないかとということで意見を申し上げたわけであります。以上です。

○議 長 教育長。

○教 育 長 そういう点からすると、まさにそのとおりですもので、おわびをさせていただきたいと思います。我々としてはその都度かなりの説明をしたつもりではあったのですが、今、聞きますと、足りない部分があったのかなというふうに思っておりますので、よろしくおわびをさせていただきます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 40 号議案 工事請負契約の締結について（改造第 1 号 八海中学校大規模改造工事（建築））は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 40 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 41 号議案 工事請負契約の締結について（統合中グ第 1 号 八海中学校野球場等グラウンド整備（土木）工事）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 41 号議案につきましてご説明申し上げます。

本議案は、平成 28 年度に基盤工事と農業用排水路つけかえ工事を完了した、野球場等グラウンドの本体工事であります。前議案同様、平成 29 年 4 月 25 日に入札を実施し、仮契約を締結したものであります。予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事の請負であり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、契約締結の議決をお願いするものであります。

議案 1 ページをごらんください。契約の名称は、「統合中グ第 1 号 八海中学校野球場等グラウンド整備（土木）工事」であります。契約の方法は制限付き一般競争入札、契約金額は 2 億 5,380 万円であります。契約の相手方は、新潟砂利・上越建設・宮仲開発特定共同企業体で、代表者及び構成員は記載のとおりであります。

めくっていただきまして、3 ページからは議案資料になります。3 ページから 5 ページまでが、「建設工事請負仮契約書」の写しであります。工事期間は平成 30 年 3 月 31 日までであります。4 ページ、仮契約の締結は、平成 29 年 4 月 25 日で、議会の同意議決により本契約

となるものであります。6 ページ、入札調書であります。入札においては、発注標準及び業者選定基準に基づき、特定共同企業体を参加要件として公告したものであります。記載のとおり特定共同企業体3 者からの入札参加があり、再入札により、税抜き価格2 億3,500 万円、落札率98.1%で落札となったものであります。

7 ページが工事概要であります。内容につきましては、後で説明させていただきます。9 ページが全体の計画平面図であります。その裏の10 ページが、テニスコートと練習グラウンドの計画平面図であります。11 ページは野球場の計画平面図であります。12 ページが暗渠排水計画平面図となっております。

それでは、7 ページの工事概要に戻っていただき、内容について説明をさせていただきます。まず、3 の施設概要としまして、規模はソフトテニスコートが規定のサイズ4 面、野球場は1 面で、両翼91.4 メートル、センター100 メートルであります。中学生を含む軟式社会人野球の規模となります。グラウンド仕上げにつきましては、ソフトテニスコートが全天候型アスファルト系舗装で、野球場が全面クレア系舗装であります。その他施設としまして、練習グラウンド、バックネット兼用の場外飛球防止のための防球ネットと、別工事になりますトイレ兼倉庫棟の設置を計画しております。

4、工事内容では、①グラウンド舗装工は、施設概要で説明をいたしましたが、ソフトテニスコート、野球場、それぞれ記載の施工面積となっております。直接工事費で、全体の46%を占めるものであります。

暗渠排水工は、12 ページの計画平面図になりますが、幹線・支線合計で1,817 メートルであります。

水路工は、テニスコート、野球場、練習グラウンドを囲むように、水色の線で計画されております。場所により水路の種類は変わりますが、総延長709.7 メートルであります。

給排水設備工は、テニスコート南側と、野球場バックネット裏の水飲み場と、トイレ棟のほか、野球場2 か所に設置の散水栓であります。

⑤防球ネット工は、テニスコートについては、東西北3 面で、南面は野球場兼用となります。野球場は、バックネットも含め、1 塁側、3 塁側とテニスコートと兼用の外野レフト側に設置されます。バックネットと3 塁側は、防砂・防球ネット一体型となっており、高いところでは、それぞれ5 メートルずつで、フレーム等も含め10.3 メートルの高さとなります。

⑥の道路工は、西側と北側の道路舗装工1,815 平方メートルであります。

⑦その他、防護柵工135 メートルは、野球場の東側と南側の一部に隣接する農業用排水路に沿って設置するものであります。

なお、八海中学校野球場等グラウンド整備工事につきましては、本議案の土木工事のほか、電気設備工事と建築工事は別工事となり、同日、4 月25 日に入札を実施しております。電気設備工事は10 者からの応札で、税抜き価格380 万円で有限会社 陽光電気が、建築工事は4 者からの応札で、税抜き価格2,030 万円で宮仲開発株式会社が落札しております。

以上で、第41 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意をいただきますよ

うお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、テニスコートの全天候アスファルト舗装でありますけれども、グリーンサンドというのは当然あったかと思うのですけれども、アスファルト舗装にしたということの理由をちょっとお聞かせ願いたい。

それから、予備グラウンドの簡易芝舗装ですけれども、野芝を張るというのか、あるいはひところ出ましたムカデ芝といわれる部分を植えていって、それを伸びるのを待つてやるというふうな感じでいくのかをお聞きしたい。

それから、全体を見て水飲み場がそれぞれ1か所、トイレ1か所という分でありますけれども、校舎から離れた部分でありましたので、特に夏場の練習をちょっと考えた場合はどうしても日よけになる部分が必要であったはずです。こういう部分については、多分、現場の先生方からはつくってほしいという意見が出たと思うのですけれども、それがなしで、要するに野原で休めということになるわけだけれども、この辺の経過、以上3つをお伺いしたいなど。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1点目の舗装ですけれども、基本的には維持管理にすぐれている、雨天後も早期に使用可能な全天候型のアスファルト舗装を採用いたしました。

2点目の野芝ですが、野芝を張るという形で考えております。

3点目の休憩場等の関係は、ちょっと確認してお答えしたいと思います。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 テニスコートについては、維持管理云々と言っても多少の雨が降ってもできるということになると、やはりアスファルトよりもグリーンサンドのほうが雨に強いというのがあるのですが、まあそこら辺は、こうなってしまった以上はもうどうしようもないのかという気もしますけれどもね。それから野芝ですけれども、この練習場と言われている部分については、どういう使い方を想定して野芝というふうになったのかというのがわからない。グラウンドゴルフ等で使うというのがあって野芝にするというのか、中学生の使用で何とかということであれば、野芝でなくて野球場と同じサーフェスで十分かなというふうに思っているのですけれども、そこら辺がどういう考えだったのか、もう一回伺いたい。

日よけ云々については後でということなので、それでしょうがないなと思っています。

○議 長 教育長。

○教育長 野芝の部分については、多目的に柔軟に使いたいということも含めて、学校側、それから統合協議会の建設部の方と協議しておりますもので、この土地を購入するときになかなかこうじつとして出せなかった、多くの人間が集まったときの駐車場ということでも活用したいということもあって、設計の中では柔軟に対応できる野芝ということに落ち着いたのだというふうには思っております。

それと、テニスコートの日よけについては、当然協議の中で学校側からの要望はあったということを聞いておりますが、なかなか予算上の件も含め、その季節にほかの学校を見ると、備品のテントで対応しているところがありますもので、八海中についてもそういう対応でいきたいというふうに考えております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今回の質疑を聞いていてもあれですが、いろいろな要望があったけれども、どうだかというのはちょっとわからない。でも、入札でこうしたということでありまして。そうした中、この与えられた資料の中で私が考えたのは、テニスコートの舗装断面と野球場舗装断面、この下の細かい字のところに「トラフィカビリティ」——要するに重機が入ったときに軟弱になってはならないということだと思っておりますが、その強度がなかった場合は、土を良質土に置換すると書いてあるのですね。なぜこういうことを書いてあるのかというのがちょっとわからない。増工の原因になるのかという気がするのですが、その点をひとつお聞きします。

もう1点は、野球場について私は伺いたいのですが、題目には軟式社会人レベルということではありますが、これらが社会教育施設として使う、あるいは対外試合にも使えるというようなことであると、この図面ではバックネットが図面化はされていないのですが、バックネットがきちんとあって、そしてダッグアウトがあって、そしてそこで若干の雨宿りができるとかという形が必要ではなかったかという感じがするのです。私は大和の球場ぐらいのことをやるのかなというふうに思っていたのですが、そういうのは関係ないのだというのかどうか、ひとつお聞きします。

もう1点が、トイレと物置ですね、このスペースが野球工具・道具、あるいはテニスの道具そういったものをそこに置けるのか。いや、そんなのは置く必要はないのだというような形なのか。その辺はどういうふうに捉えておられますか、お聞きします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1点目の注意書きの関係ですけれども、それは平成28年の12月まで造成作業を実施しておりました。その当時、降雨が多かったために地盤の状況が不明でした。それでありましたので、不明だったということで記載をいたしました。現在は雪が消えて現場を確認いたしました。トラフィカビリティは確保されておまして、置換の予定はございません。

2番目ですけれども、広さ的には対外試合ができる対応になっておりますし、バックネットも内野部分、真後ろ部分を含めまして10メートルを確保しております。あと、外野部分もほぼ8メートル確保しておりますので、その点については社会人レベルでも対応ができると思うのですが、ベンチですが、ベンチは今のところ固定ベンチを3基ずつ1塁側、3塁側に配置することを考えております。今のところは通常大和の球場のベンチ並みの箱物の構造は考えておりません。

最後のトイレと物置の関係ですけれども、その中には道具が入るような形で考えておりま

す。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今の返答を聞いていると、対外試合的なものはあまり積極的に考えていないように感じますし、社会教育開放という考え方もあまりないような感じに聞こえます。ある程度きちんとしたこういったクレ－舗装というほどのことをやっているわけでありますので、我々が昔というか、大和球場も今そうですけれども、草ぼうぼうのこれをどう管理するかというあたりをやっている野球場から比べれば、数段にいい野球場ですよ。そうすると、やはりもう少し施設群は整備しておいたほうが私はきちんといけるのではないかなというふうに感じたものでこういう話をしているわけでありますが。これからいろいろの要望が出るかと思えますけれども、最小限の予算で最大限の効率を上げることからして、より使いやすい施設にしていってほしいなということであります。以上で終わります。

○議 長 教育長。

○教育長 ご意見は賜りました。今後、要望に沿って流動していきますが、ただ、基本的な考え方は、大和町に大和中学校の脇に社会教育課が管理している野球場がありますと。六日町には二日町の野球場がありますと。そして塩沢には大原運動公園の野球場がありますと。これで4つになる中学校の中で、六日町も塩沢もダッグアウト等を備えている野球場ではありませんもので、やはりそれに合わせたということであります。以上です。

○議 長 25 番・若井達男君。

○若井達男君 40 号議案は終わっておりますが、どうも部長のほうで、40 号議案の中でこの後の工事内容等についてまた触れたいみたいな感じがありましたが、私もこれが出てくるかと思ったのです。ということは、今、中学校の校舎の大規模工事が議決されました。そして、ここでグラウンドが議決されようとしています。これで全て終わったわけではないですよ。そしてこの後、金額的に議会議決が必要なければ、もうその場でぱんと決まって、これでおしまいになりますよね。そういうことで、ひとつ城内中学校が八海中学校として変わるわけですが、この後の工事関係がなければいいのですが、私は先ほど部長の口にもちょっと出ましたが、まだ既存のグラウンド等の整備改修もこれは必要だと思いますよ。この先をひとつ聞かせてください。

○議 長 教育部長。

○教育部長 今後、既存の校舎の改修が始まりまして、その後にそれと同時に今回議案を出させていただいておりますグラウンドの改修の造成が始まります。そして今、議員がおっしゃったとおり、既存のグラウンドの改修が始まります。ただ、既存のグラウンドにつきましては、9月の初旬に予定されております体育祭がありまして、なかなか着手できないような状況でございます。なるべく早めに発注をかけまして体育祭終了後にすぐ工事ができるような形で、先ほど18番議員がおっしゃいましたとおり、最小限の予算で最大限の効果を発揮するべくいろいろ協議させていただきまして、工事を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議 長 25番・若井達男君。

○若井達男君 確かに私もこの後の工事の発注が心配されることは、やはり雪国なんですね。実際のところもう土木工事になると、11月ではちょっと無理なんですよ。そして雪が消えた、さあ、どうぞというわけにはならないのです。だから、体育祭があることは、私もこれは承知しております。それがあったとしてみても、早い段階に入札で、それが終了してから直ちに工事着手に入るということが、やはり一番の最後の仕上げになるのではないかと考えておりますが、いま一つ、この過程の中に出てこなかったのが最大の効果を最少の経費で出すと。歩道問題が1つも出ていないのです。あそこには市道がありますね、市道上原泉新田線ですか、あそこが上原からまさに八海山のほうへ向かってあるわけですが、これには歩道が設置はされてあるのですけれども、宇田沢川の堤防側のほうの設置なのです。あそこをバス通は別としましても、生徒が行き来するには、必ず学校側もしくはあそこの長原橋のところでも常に横断しなくてはならないのです。

どうしてこれが設計の段階で、南側のグラウンド側、今これから改修されるグラウンド側、校門側にそういったのが設計の段階でまず出なかったか。設計コンペをしたと、それはいいですよ。そういうのは出なかったのですか。また、これもどこかの給食場ではありませんが、夏場の暑いときにクーラーがなくてもいいなんて言ってつくったのが、やはりそこで働く人はクーラーが必要だったのですよね。なかなか素直ではない。この歩道等についてはコンペの段階でも出なかったのですか。そして出ないとしてみても、この先どういうふうを考えておりますか。教育長どうですか。

○議 長 教育長。

○教育長 コンペの段階では、うちの建物の条件の中でありますもので、我々は条件の中にそれを設計に組み込めという話はしてありません。ただ、庁内の中で建設部とこっちが進入道路になった際には、これが重要な道路になりますよということは内部協議をしております。

それで、校舎側の余った敷地というか、校門の近くの広がる敷地については、教育部はこの建設費の中でできる限り舗装を広くしていきたいなと思っておりますが、歩道についての道路の使用については、今後、庁内で建設部と協議していく必要があるということは重く感じております。

そしてもう1点、あそこに既に歩道があるのは、マウンドアップの歩道です。それで幅が狭いということで、黒滝議長からも冬場の除雪ができるかどうかということをおっしゃって、今調べた結果、歩道除雪は入ってはいますが、最低限の確保でありますもので、やはりあの道路については、庁内挙げて今後早めに動き出す必要があるというふうを考えております。

○議 長 25番・若井達男君。

○若井達男君 教育長のおっしゃるとおりだと思います。あそこの今設置されてあります北側は、マウンドアップなんです。しかし、歩道設置の場合、マウンドアップはそういうこ

とでこの辺の雪国には、除雪の関係で評価されないのですよね。かえってマウンドアップでなく道路キャンバに合わせた有効歩道をきっちり確保するというほうが、はるかに同じ歩道としても効果が出るわけですよ。反対にその部分を道路部分として北側に送り込んで、用地としては今度は南側、今のグラウンド、校門側にとれるわけですので、ぜひともそういう体制で、事があってからでは遅いです。前にも言いましたけれども、平成22年には文科省が生徒児童の通学路の確保という、これは通達が来ていますよね。あってからでは遅いのです。そういうことで、ぜひとも、今答弁がありましたような形で進めて、これも早急ですよ。そんなことで、要望なんていうことは言いませんが、欠けてあってはならない工事だと思っておりますので、お願いします。

〔「わかりました」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第41号議案 工事請負契約の締結について（統合中グ第1号八海中学校野球場等グラウンド整備（土木）工事）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第13、第42号議案 財産の取得について（ロータリ除雪車2.6m級1台）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第42号議案につきましてご説明申し上げます。

本議案は、財産の取得につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格2,000万円以上の動産の買い入れとなるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案1ページをごらんください。取得する財産の表示は、ロータリ除雪車2.6m級1台であります。取得の方法は指名競争入札、取得金額は3,634万2,000円であります。

契約の相手方は、南魚沼市川窪の株式会社国際自動車整備であります。

次の3ページから議案資料となります。3ページは、物品購入仮契約書で、平成29年4月25日契約、納入期限は平成29年11月10日であります。

4 ページは入札調書で、当市の入札参加資格者名簿に登載され、除雪車の取り扱いのある 3 者を指名したものであります。記載のとおり 3 者からの応札により、税抜き価格 3,365 万円、落札率 97.1%で、株式会社国際自動車整備が落札したものであります。

5 ページは契約相手方の概要であります。当市への納入実績は多数となっております。6 ページから 11 ページまでが仕様書であります。1 の「性能」から、9 ページ、11 の「その他の事項」まで、11 項目にわたり仕様が記載されております。今までと大きく変わった点はありませんが、7 ページ中ほど、4、車体の（1）機関の形式で、2014 規制（4 次ファイナル）対応は、特殊自動車の排ガス規制が、第 4 次規制として平成 26 年 10 月からさらに強化され、その猶予期間が今年の 8 月末で終了となったもので、前年度から対応エンジン搭載となっております。

10 ページは、仕様書の各装置等に対するオプション装備であります。

11 ページは、車体やバンパーの塗装、市章等の表示を特別に指定した特記仕様書であります。

12 ページは、購入予定機種の外観図であります。新潟トランス株式会社製の NR303 であります。

第 42 号議案の説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 42 号議案 財産の取得について（ロータリ除雪車 2.6 m 級 1 台）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 42 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 43 号議案 財産の取得について（小形除雪車 1.3m 級 1 台）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 43 号議案につきましてご説明申し上げます。

本議案も、前議案同様、予定価格が 2,000 万円以上の動産の買い入れであり、取得に当たり議決をお願いするものであります。

議案 1 ページをお願いいたします。取得する財産の表示は、小形除雪車 1.3m級、1 台であります。取得の方法は指名競争入札、取得金額は 1,771 万 2,000 円 であります。

契約の相手方は、前議案同様、株式会社国際自動車整備であります。

3 ページをお願いいたします。物品購入仮契約書で、契約期日及び納入期限は、前第 42 号議案同様であります。

4 ページは入札調書であります。同じく 3 者からの応札により、税抜き価格 1,640 万円、落札率 85.6%で落札となったものであります。

5 ページは契約相手方の概要で、6 ページから 11 ページまでが仕様書で、前第 42 号議案に準じた内容となっております。

12 ページは外観図で、新潟トランス株式会社製の小形ロータリ除雪車NR84 であります。

以上、第 43 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 43 号議案 財産の取得について（小形除雪車 1.3m級 1 台）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 43 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 44 号議案 財産の取得について（災害対応特殊化学消防ポンプ自動車 1 台）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 44 号議案につきましてご説明申し上げます。

本議案も予定価格 2,000 万円以上の動産の買い入れであり、財産取得に係る議決をお願いするものであります。

議案 1 ページをごらんください。取得する財産の表示は、災害対応特殊化学消防ポンプ自

動車1台であります。取得の方法は指名競争入札、取得金額は6,847万2,000円で、契約の相手方は、長岡市の船山株式会社であります。

めくっていただきまして、3ページからは議案資料であります。物品購入仮契約書の写しであります。平成29年4月25日契約、納入期限は現化学ポンプ車の車検期日の関係で、平成30年2月28日としております。

次の4ページは入札調書であります。当市の入札参加資格者名簿に登載があり、化学消防ポンプ自動車の取り扱いのある7者を指名し、4月25日に入札を行ったものであります。記載のとおり指名全者からの応札により、税抜き価格6,340万円、落札率96.6%で、船山株式会社が落札したものであります。

5ページは契約相手方の概要であります。納入実績では、中越管内で化学消防ポンプ自動車のほか、はしごつき消防自動車や救助工作車などがあります。

6ページ、7ページは物品概要で、仕様書等にかわるものであります。3の概要に記載のとおり、水槽及び油類消火装置の泡消火薬液槽ともに容量が大きくなり、圧縮空気泡消火装置「CAFS」の装備により、強力な消化泡の放水を行うことができるものであります。

5の(1)主要諸元では、総排気量5,000cc以上、4輪駆動、オートマチックミッションとしております。

次の8ページ、9ページは外観図であります。

以上、第44号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 大きい財産購入ですので、そしてまた多分、私が議員になって初めての広域事務組合当時の更新だと思うので、ちょっと聞いてみたいと思うのです。購入につきましては、予算のときにこの化学自動車を更新するという話がありましたので、承知しているのですけれども。まず、第1点目は、特殊化学消防ポンプということですが、これは今説明がありましたように、普通の消防車と違ってまた科学的な対応もできるということですのでけれども、こういうのを設置しなければならないかどうかわかりませんが、その出動ですよ。普通の火災にも出るということですのでけれども、出動の頻度みたいなのをちょっとわかっただけで聞かせていただきたいという点と。

そして、先ほど言いましたように、広域事務組合のときからの消防年報によりますと、平成12年にして16年たっているということですのでけれども、16年がそろそろの耐用年数なのかということ。ただ、これは国の補助もありますので、そういう順番みたいなのがあってここにきたのかということも、ちょっと懸念されるところもあるのですけれども、そういうそろそろ耐用年数なのかというところが1点。

あともう1点が、入札調書ですのでけれども、ここに一番上の業者がありまして、話がありましたように船山さんが落札した。入札ですからこれはこれでいいのですけれども、先ほどの

消防年報によりますと、前機械が一番上の業者だったわけでありまして、それを見ますと、艀装メーカーも一番上の業者になっていますよね。船山さんの事業内容を見ますと、卸売はするのですけれども、そういうふうなメンテも含めて、ここへいろいろな細かいのが並んでいますけれども、そういうのを艀装するというか、1つに組み立てたりとか、そういうところまですることを見込んでの指名だったのか。入札ですから、これは船山さんに落ちてもいいのですけれども、そこら辺も含めて3点をちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 消防長。

○消 防 長 まず、1点目の出動の頻度ですけれども、これはほとんど一般の火災の出動になります。化学車としての石油とか油火災、そういうものへの出動はほとんどありません。かつてスタンドの部分で若干あったというようなことは聞いていますけれども、まず通常はほとんどそういう部分の火災というのはあまりありませんので、化学車というよりも、今回C A F Sという部分を活用した中で、一般の火災に対応する部分がほとんどになるかと思えます。

2点目の耐用年数の関係ですけれども、消防の中では化学車あるいはポンプ車の関係は、15年という部分を一応目安にして更新したいというふうに考えております。ただ、金額も大きいものですので、その車両の状況にもよりますが、できるだけ使えるものは使うという中で、あとは活用できる財源、今回は緊防債のほうを活用するというところでうまくマッチできましたけれども、そういうものも加味した中で更新時期を決めているという状況です。

それから、落札業者の関係につきましては、船山さんですけれども、実際には艀装はモリタのほうでやると。船山さんはモリタの代理店という形もやっておりますので、そういう形でいろいろな形では業者さんが入ってきておりますけれども、大きくはモリタが国内では一番大きい艀装メーカーになりますので、そういう部分ではメンテそのほかも、船山さんを通すことになりますけれども、実際上はモリタが行うということになります。以上です。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 実際は前の機械と同じでモリタさんが艀装も含めてメンテも行うということです。入札ですからこういう結果になったのも、それについてとやかく言うことも私はないのですけれども。先ほどちょっと聞き漏らしたのですが、いろいろ起債とかいろいろな条件で15年をめどに、そして16年度で更新をしたということです。これは国の補助が多分出ているのでしょうかけれども、6,800万円何がしですけれども、国の補助はどのくらいの割合でついているのでしょうか。

○議 長 消防長。

○消 防 長 今回、先ほど申しあげましたように緊防債という有利な起債を活用することができました。これは100%起債の対象にできて、そのうちの元利償還金の70%を交付税で見てもらえるということで、実効負担的には30%というような考え方の起債になります…（何事か叫ぶ者あり）はい、今回ここに書いてありますように、災害対応ということで緊急消防援助隊の登録車両になっております。こちらのほうの補助もあるのですけれども、こ

ちらのほうは金額がもっとぐっと少なく、両方併用はできないということで、今回はこの緊防債のほうを活用するという形になっております。以上です。

〔「はい、終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 44 号議案 財産の取得について（災害対応特殊化学消防ポンプ自動車 1 台）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 44 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、第 45 号議案 財産の取得について（42 人乗りバス 1 台）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 45 号議案につきましてご説明申し上げます。

本議案も予定価格 2,000 万円以上の動産の買い入れであり、財産取得に係る議決をお願いするものであります。

議案 1 ページをごらんください。取得する財産の表示は、42 人乗りバス 1 台であります。取得の方法は指名競争入札で、取得金額は 2,674 万 800 円であります。契約の相手方は、市内四十日所在の新潟いすゞ自動車株式会社六日町支店であります。

めくっていただきまして、3 ページからは議案資料であります。最初に、物品購入仮契約書の写しであります。平成 29 年 4 月 25 日契約、納入期限は平成 30 年 3 月 31 日であります。

次の 4 ページは入札調書であります。大型バスの取り扱いがある 3 者を指名し、4 月 25 日に入札を実施いたしました。記載のとおり 3 者からの応札で、税抜き価格 2,476 万円、落札率 99.8% で落札となったものであります。

5 ページは契約相手方の概要であります。平成 26 年度に中型バス、平成 27 年度に 2 トントラックの納入実績がございます。

6 ページは、このたびの購入に係る仕様書であります。今までのものと比較して、大きな違いや特殊な仕様はありませんが、装備品の 3 行目、左方視界確認カメラモニターは、平成 26 年度購入のバスから導入しております。7 ページは外観図であります。

以上で、第 45 号議案の説明を終了します。よろしくご審議の上、ご同意をいただきますよ

うお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 色のことで1点伺いたいと思いますが、車体色及び客席、窓ガラスの色は協議によると書いてあります。市のイメージカラーはあるのか。市長はどのように今後考えていくのか。色の選定の考え方についてはどのように考えているのか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議 長 市長。

○市 長 実は考えていなかったもので、私としたことが。これからちょっと考えさせてもらいたいと思いますが、何か規定ってありましたか……（何事か叫ぶ者あり）ないですね。じゃあ、これはやはり早急に考えさせてもらいたいと思います。以上です。

○議 長 14 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 数年前、バスを市が購入しましたよね。やはり色合いや、あの色が案外と私はいいなと感じたことがありました。ただ、南魚沼市が果たしてイメージカラーはどのような色を思い描くのかという、ずっとその思いもありました。そして我が会派で魚津の市民バスをことしの3月に見てきました。市民の誰が見てもわかるような色分けをしたような市民バスの運行をしておりました。やはりそういうこともありますので、バスの色についても、毎回毎回の塗装費等の値段の面もあるかもわかりませんが、ちょっと色を市のイメージとしての方向性を考えていただければなと思うのです。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第45号議案 財産の取得について（42人乗りバス1台）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上をもちまして、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。これをもちまして、平成29年……（「議長、閉会前に、休憩してください」と叫ぶ者あり）

○議 長 休憩といたします。

〔午後0時04分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後 0 時 05 分]

○議 長 これをもちまして、平成 29 年第 2 回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

[午後 0 時 05 分]